

29環活第40-17号

平成29年8月25日

国土交通省中部地方整備局長 殿

愛知県知事



中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価方法書に対する知事意見
について（通知）

のことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市町長（常滑市長、知多市長、美浜町長）の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担当 環境部環境活動推進課
環境影響評価グループ
電話 052-954-6211（ダブルイン）

中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価方法書に対する知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的な事項

- (1) 埋立地の計画容量の根拠を明らかにするとともに、事業計画及び工事計画について、より具体的に示すこと。
- (2) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。なお、埋立地に投入する土砂の性状等にも留意すること。
- (3) 埋立地の規模、施工位置、形状、構造等（以下「規模等」という。）の具体化に当たっては、水環境並びに動植物及び生態系等への影響を回避、低減するよう検討すること。また、埋立地の規模等については、実現可能な複数案を設定し、環境影響評価の結果等を踏まえ比較評価するとしていることから、その経緯及び内容について、具体的かつできる限り定量的に示すこと。
- (4) 本事業は、工事期間が長期にわたること及び複数に工区分割することが想定されており、工区の形状や施工順等によっては、工事途中の環境影響が最大になるおそれがある。このため、完成した時点だけでなく、工事途中の埋立地の形状等を踏まえて予測及び評価を行うこと。
- (5) 調査地点、期間、頻度、方法等の調査手法及び予測手法については、その設定理由をわかりやすく示すこと。なお、調査、予測及び評価に当たっては、中部国際空港建設事業の環境影響評価及び環境監視の結果を参考とすること。
- (6) 本事業では、多くの項目で文献その他の資料調査により現況を把握しているが、既存の調査結果を使用する場合は、その出典を明らかにするとともに、調査地点、期間、頻度、方法等の調査手法が、本事業の環境影響評価に適用できるものであるか確認すること。
- (7) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 水環境

- (1) 工事の実施に伴う土砂による水の濁り並びに埋立地の存在による流向及び流速の変化等の水環境への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響の回避、低減に努めること。
- (2) 中部国際空港の西側に流向及び流速の調査地点が1地点設定されているが、流向及び流速の変化により、水環境を始め生態系等への影響が懸念されることから、現況再現性を高めるため、必要に応じて調査地点を追加すること。また、3次元モデルによる流動の計算においては、必要に応じて専門家等の指導、助言を得ながら、予測条件等を適切に設定することなどにより、予測の精度を確保すること。

3 動物、植物及び生態系

- (1) 本事業の対象事業実施区域が位置する伊勢湾は、生物の生産性が高く、多様な生物の生息・生育の場として豊かな生態系を有していることに加え、スナメリやアカウミガメ等の重要な種が確認されていることから、本事業の実施に伴う海域の動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。このため、海域の動植物及び生態系への影響について、専門家等の指導、助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響の回避、低減に努めること。
- (2) 名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画の環境影響に関する検討書に対する主務大臣の意見において、ポートアイランドにおける鳥類の調査等を行うよう述べられているが、方法書においては、鳥類に係る調査地点にポートアイランドが含まれていない。このため、ポートアイランドを調査地点に追加した上で、仮置きされている浚渫土砂の搬出に伴う鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 調査において、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家等の指導、助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。

4 その他

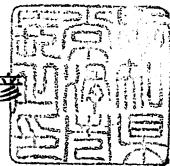
準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

29常環生第82号

平成29年6月29日

愛知県知事様

常滑市長 片岡憲彦



中部国際空港沖公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書
について（回答）

平成29年5月31日付け29環活第40-3号で照会ありました見出しのことにつきまして、本市の環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1. 市民の生活環境に十分な配慮をするとともに、環境保全に万全を期すること。
2. 市民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、適正な反映に努めること

担当 環境経済部生活環境課
電話 0569-35-5111（内線143）

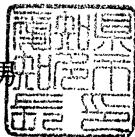


知環発第105号

平成29年7月6日

愛知県知事様

知多市長 宮 島 壽 男



中部国際空港沖公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書について
(回答)

平成29年5月31日付け29環活第40-3号で照会のありましたこのことについて、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮するとともに、適切に調査し、確実性の高い予測及び評価を実施すること。
- 2 今後選定される具体的な埋立地の形状、埋立工法については、環境保全上の観点からの選定理由をわかりやすく示すこと。
- 3 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。
- 4 埋立工事（護岸工事含む。）に伴い、海水の濁りにより海生生物への影響が懸念されることから、調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り低減すること。特に、新舞子海岸で確認されているスナメリやアカウミガメ等への影響を低減すること。
- 5 陸上輸送による工事用資材等の搬出入がある場合には、道路沿道への影響が懸念されることから騒音、排ガスを低減するよう十分配慮すること。また、工事関係車両の通行計画の作成に当たっては、西知多産業道路及び国道155号から事業実施場所への出入口交差点付近は、朝・夕の時間帯の通行車両が多いため、十分配慮すること。
- 6 文献その他の既存資料による調査のほか、現地調査を実施し、最新の調査結果

を用いて環境影響評価に努めること。

7 準備書の作成に当たっては、市民にわかりやすい図書となるよう努めること。

(連絡先 環境政策課 電話 0562-36-2660 (直通))



美環発第295-2号
平成29年7月7日

愛知県知事様

知多郡美浜町長 神谷信行

中部国際空港沖公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書について(回答)

平成29年5月31日付け29環活第40-3号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 環境影響評価方法書における水質を始めとした調査地点について、必要に応じ追加すること等により、海流の下流部にあたる美浜町の沿岸・沖合における影響をより適切に予測及び評価すること。
- 2 海岸の状態、特に海岸の砂のつき方の変化について、中部国際空港ができた現状と本事業による新たな埋立地の存在による影響を比較して、環境影響を評価すること。
- 3 埋立地に搬入予定の土砂については、適宜、水底土砂に係る判定基準に適合していることを検査すること。
- 4 準備書の手続きにおいて町内での説明会を行うなど、地元への説明を十分に行うこと。
- 5 今回の埋立事業は漁場環境等への影響が懸念されることから、地域住民の意見を最大限に取り入れて、環境影響評価を行うこと。

担当 経済環境部環境保全課
電話 0569-82-1111 (内線 216・217)
FAX 0569-82-5423
メール kankyo@town.aichi-mihama.lg.jp

